

利根町教育委員会定例会会議録

令和2年9月30日 午後3時30分開会

1. 出席委員

教 育 長	海老澤 勤 君
教育長職務代理者	武 谷 昭 子 君
委 員	佐 藤 忠 信 君
委 員	石 井 豊 君
委 員	長 岡 純 子 君

1. 欠席委員

な し

1. 出席事務局職員

学校教育課長	青 木 正 道 君
指 導 室 長	池 田 恭 君
生涯学習課長	久保田 政 美 君
学校教育課長補佐	宮 本 正 裕 君
学校教育課長補佐	布 袋 哲 朗 君
学校教育課係長	坂 本 美 奈 君
学校教育課主任	谷 茉 穂 君

1. 議 事 日 程

議 事 日 程

令和2年9月30日（水曜日）

午後3時30分開会

- 日程第 1 報告第 27 号 文間小学校医の解嘱及び委嘱の専決処分について
報告第 28 号 令和2年度利根町一般会計補正予算（第9号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 40 号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱の制定について
- 日程第 3 その他

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 報告第 27 号 文間小学校医の解嘱及び委嘱の専決処分について
報告第 28 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について
- 日程第 2 議案第 40 号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱の制定について
- 日程第 3 その他

午後 3 時 30 分開会

○教育長（海老澤 勤君） お忙しい中、お集まりくださいますありがとうございます。

ただいまより令和 2 年 9 月の教育委員会定例会を開催いたします。

今日、ご審議いただく議案は、報告 2 件、議案 1 件の計 3 件でございます。

議題に入ります前に、報告第 27 号 文間小学校医の解嘱及び委嘱の専決処分につきましては、個人情報保護の観点及び人事に関する案件から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項のただし書きに基づき非公開にしたいと思っておりますが、非公開にしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ただいまご承認いただきましたので、報告第 27 号を非公開といたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第 1、報告第 27 号 文間小学校医の解嘱及び委嘱の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、報告第 27 号 文間小学校医の解嘱及び委嘱の専決処分について、ご説明申し上げます。

学校医の委嘱につきましては、利根町教育委員会事務委任規則第 2 条 14 号の規定により教育委員会の議決を要しますが、文間小学校の集団健診の日程の都合により教育委員会の会議を開催する暇がなかったため、利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第 2 項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の提案理由でございますが、令和 2 年 3 月の教育委員会定例会におきまして、令和 2 年度、3 年度の学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱についてご承認をいただいたところでございます。文間小学校医、鈴木内科医院の鈴木博之先生から、学校医業務をご子息である鈴木 悠先生に任せたいとの申し出があり、取手市医師会とも協議した結果、令和 2 年 8 月 31 日付で鈴木博之先生を解嘱し、9 月 1 日付で鈴木 悠先生に文間小学校医を委嘱したところでございます。任期につきましては、鈴木博之先生の在任期間である令和 4 年 3 月 31 日となっております。

報告第 27 号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見，ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） この学校医を選任する基準，規定というのはいくつあるのですか。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） 学校保健法の中で，学校医等について規定されております。利根町の場合ですと，取手医師会にお願いをしまして，学校医の先生を推薦していただいております。4名の方を推薦していただきまして，4月にお願いをしたところですが，実際は，息子さんに学校医業務をお願いするという話をいただきまして，鈴木博之先生をそのまま残したまま，息子さんのほうに学校医業務を当たらせることができるのかどうか確認をさせていただいたのですが，非常勤特別職ではないということですので，例えば，けがをさせてしまったり，先生がけがをしてしまった場合にその補償がつかないということで，第三者に学校医業務を任せるのは不可能だということもありまして，医師会の事務局と話を詰めさせていただきました。

○委員（佐藤忠信君） 私が気になったところは，その選任の仕方が，やはり推薦をいただいているということで，息子さんに任せるのは推薦に当たらないのではないかと思いますので，そうすると，例えば，果たしてこの人が適任なのか，その辺が気になっております。

○学校教育課長補佐（布袋哲朗君） その点につきましては，取手医師会から推薦をいただいておりますので，取手医師会に打診をさせていただいて，協議をさせていただいて，鈴木 悠先生で今回はお願いしますという形になりましたので，委嘱をさせていただいておりますので，通常の推薦の流れに沿って対応はさせていただいております。

○委員（佐藤忠信君） 提案理由のところは，博之先生から息子さんにお願いしたいということになっていたのですが，質問をさせていただきました。

分かりました。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので，報告第 27 号 文間小学校医の解嘱及び委嘱の専決処分については，原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 続きまして，報告第 28 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○学校教育課長（青木正道君） 続きまして，報告第 28 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分について，ご説明いたします。

利根町教育委員会事務専決規程第 2 条第 1 項の規定に基づき，令和 2 年 9 月 25 日付で専決処分をいたしましたので，同条第 2 項の規定により報告し，承認を求めるところでございます。

ます。本日 10 時から行われました臨時議会におきまして補正予算（第 9 号）は可決されましたので、併せて報告させていただきます。

学校教育課と生涯学習課、2 課で補正予算を計上してございますので、ページに沿ってそれぞれ担当ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

ページを 2 枚おめくりいただきたいと思っております。

歳出の款 9 教育費の表がでございます。この表に基づきまして、教育費の総括説明をいたします。

補正額の総額が 9,780 万円の増額となっております。内訳といたしまして、項 1 教育総務費が 4,721 万 2,000 円の増、項 2 小学校費が 1,276 万 6,000 円の増、項 3 中学校費が 3,405 万円の増、項 4 社会教育費が 367 万 2,000 円の増、項 5 保健体育費が 10 万円の増となっております。補正後の教育費の総額は、10 億 3,982 万 2,000 円となっております。

続きまして、資料を 1 枚おめくりください。

第 2 表、債務負担行為補正というところがございます。債務負担行為補正につきましては、令和 2 年度から令和 7 年度までの小中学校学習支援ソフト使用料を計上してございますが、限度額は 0 円となっております。後ほど歳出でもご説明させていただきますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金第 2 次分の交付対象事業で、分割のリースにつきましては交付対象外となるため、今回の補正予算に令和 2 年度から令和 7 年度までの 5 年間の小中学校学習支援ソフト使用料を一括で計上してございます。

債務負担行為の限度額につきましては、翌年度、令和 3 年度以降に予算を計上する額を限度額として示すものでございまして、今回の補正予算に 5 年間の使用料を計上しておりますので、令和 3 年度以降の予算計上がないことから、債務負担行為の限度額が 0 円というところで記載をさせていただいております。

1 枚ページをおめくりください。2 ページでございます。

歳入についてご説明いたします。補助事業の詳細につきましては、歳出でご説明させていただきますのでご了承願います。

款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 1 小学校費補助金で 261 万 2,000 円を増額しております。

情報機器整備費補助金として 111 万 2,000 円を増額しております。内訳といたしまして、GIGA スクールサポーターの業務委託で 86 万 2,000 円、家庭学習のための通信機器の購入で 25 万円を増額しています。

また、学校保健特別対策事業費補助金として 150 万円を増額しております。こちらは、感染リスクを最小限にしながら学校を再開し、十分な教育活動を継続するため、学校の教育活動再開に必要な経費について、事業費の 2 分の 1 の額が補助され、1 校当たり補助上限額は 50 万円となっております。小学校 3 校ということで 150 万円でございます。

同じく節 2 中学校費補助金で 115 万 7,000 円を増額しております。情報機器整備費補助金として 40 万 7,000 円増額しております。内訳といたしましては、GIGA スクールサポ-

ターの業務委託で 28 万 7,000 円、家庭学習のための通信機器の購入で 12 万円を増額して
ございます。

学校保健特別対策費補助金として 75 万円を増額しております。理由につきましては、小
学校同様でございますが、中学校は 1 校当たりの生徒数が多いため、補助上限額は 75 万円
となっております。

続きまして、同じく款 15 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 5 教育費国庫補助金、節 3 事
務局費補助金で 15 万円を増額しております。こちらは、5 月の教育委員会定例会において
ご報告させていただきました一般会計補正予算（第 2 号）で計上いたしました小中学校新
型コロナウィルス感染症対策事業によるアルコール手指消毒液、非接触型体温計など保健
衛生消耗品費購入にかかる事業費の 2 分の 1 の額が補助されております。補助対象経費の
上限は、児童生徒数 1 人当たり 340 円で 30 万円となりますので、2 分の 1 の補助 15 万円が
国庫補助金として歳入されるものでございます。

3 ページをご覧いただきたいと思ひます。

款 9 教育費、項 1 教育総務費、目 2 事務局費の教育 ICT 推進事業として 4,721 万 2,000
円を新規で計上させていただきます。

小学校校務支援システム導入業務委託として 1,751 万 2,000 円、小中学校学習支援ソフ
ト使用料として 2,970 万円を計上してございます。両方とも新型コロナウイルス感染症対
応地方創生臨時交付金第 2 次分の交付対象事業でございまして、小学校校務支援システム
導入業務委託につきましては、感染症予防対策や GIGA スクール構想に対応した授業づくり
などの時間を確保するとともに、教職員の事務効率化を図るため新規に計上してございま
す。

また、小中学校学習支援ソフト使用料につきましては、GIGA スクール構想に対応した学
校での活用だけでなく、新型コロナウイルスなどの感染症により学校が臨時休校となった
場合でも、家庭において児童生徒の学習支援を可能にするため、新規に計上してございま
す。

次に、4 ページになります。

項 2 小学校費、目 1 学校管理費で 1,276 万 6,000 円を増額してございます。

小学校施設維持補修事業では、工事費 880 万円を増額し、新型コロナウイルス感染症対
策の一環として、利用頻度の高い理科室などの特別教室に空調を設備し、子どもたちに安
全安心な学校生活を過ごせるよう環境改善を図るため計上してございます。

GIGA スクール環境整備事業では 208 万 8,000 円を増額し、GIGA スクールサポーター業務
委託として 180 万 7,000 円を計上し、学校における ICT 環境整備の初期対応として新たに
導入されるタブレットパソコン手引書の作成や研修会の開催などを行う ICT 技術者を派遣
し教職員を支援するため計上してございます。また、就学援助者を対象といたしました貸
出し用モバイルルーターの備品購入費として 28 万 1,000 円を計上してございます。

学校再開に伴う感染症対策・学習支援保証支援事業では 187 万 8,000 円を新規で計上し

てございます。こちらは歳入でご説明させていただきました学校保健特別対策費国庫補助事業で、感染リスクを最小限にしながら学校を再開し、十分な教育活動を継続するため、学校の教育活動再開に必要な経費としまして、消毒用エタノールなどの感染症予防対策消耗品費として73万6,000円、ソーシャルディスタンスを確保しながら授業を行うための飛沫感染防止パーテーションなどの備品購入費として111万5,000円を計上してございます。また、新型コロナウイルス感染症による修学旅行などのキャンセルに伴う保護者負担額を補助するため2万7,000円を計上してございます。

続きまして、項3中学校費、目1学校管理費で3,405万円を増額してございます。

中学校施設維持補修事業につきましては、特別教室の空調設備工事以外に部活動などで体育館を利用する頻度が高いことから、中学校におきましては、体育館の空調設備工事として2,500万円を計上してございます。それ以外の事業につきましては、小学校と同様でございますので、説明は割愛させていただきます。

続きまして、生涯学習課分について、久保田課長より説明を申し上げます。

○生涯学習課長（久保田政美君） それでは、6ページをお願いいたします。

項4社会教育費、目8図書館費でございます。補正額367万2,000円でございます。内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に関連したもので、消耗品費では、図書館内の感染予防対策のためのペーパータオル、消毒用のゴム手袋等の費用でございます。

次に、委託料につきましては、備品購入費で今回購入いたします図書の書誌情報作成業務委託でございます。

次に、備品購入費については、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、在宅で過ごす方が多くなっていることから、図書を新たに追加購入いたしまして、町民のニーズに応えるため補正をしております。また、書籍除菌機1台の購入費で、利用者の方が安心して本を読んでもいただくため購入するものでございます。

次に、7ページ、目1保健体育総務費で10万円を補正してございます。内容といたしましては、学校体育施設開放事業として、町内の小中学校の体育館等を体育協会等の団体に貸出しをしてございますが、その際の新型コロナウイルス感染症予防対策として、使用する前と使用した後に消毒をするための消毒液、ペーパータオル、ゴム手袋等を購入するために予算を計上したところです。

説明につきましては以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（佐藤忠信君） 4ページ、中学校も同じですが、各小学校の特別教室の空調設備工事で、国の方針では、たしか普通教室については全て設置するという事だったと思いますが、新たに特別教室の設置についても補助が出るということはすごく良いことだと思っています。吹奏楽部とか室内で活動する部活は、かなり暑くて部活にならない、また高校でも、特別教室に整備しないと授業が成り立たないということで、良かったなと思っています。

ます。体育館の空調は、どれぐらい能力があるのですか。

○学校教育課長（青木正道君） 一応、スポット型のクーラーを考えています。台数としては4台、設置場所は、床面、アリーナに置くと危険が伴うということから、体育館の2階、暗幕のカーテンを引く通路に4台設置する形で、予算は計上しております。

ただし、取手のグリーンスポーツセンターですとか、龍ヶ崎のたつの子アリーナみたく、もともとクーラーが設置されている建物ではないので、断熱材が入っているわけでもないので、冷房効いていて気持ちいいというよりは、熱中症対策ではないですけれども、少し風が気持ちいいぐらいのレベルで考えていただければと考えています。

大型の置き型をつけたとしても、それだけの能力は発揮しないということは業者から言われていますので、気温が高ければ当然、体育の授業は中止になりますし、日中、体育館を使うということはないですけれども、利用頻度として部活動がある中学校、そして避難所として小中学校の体育館に指定されておりますので、その要件の中では、利根中学校が一番核となる避難所になると思うので、そういうことも考慮し、利根中学校を選んでおります。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがでしょうか。

○委員（石井 豊君） 5ページ、6ページにある小学校費、中学校費の負補交で、就学旅行等キャンセル補助金、小学校費については2万7,000円、中学校費については、42万4,000円計上されておりますけれども、全体でどのぐらいのキャンセル料がかかって、どの程度、保護者の負担が軽くなるのか教えていただきたいと思います。

○学校教育課長（青木正道君） それでは、石井委員のご質問にお答えいたします。

まず、小学校でございますが、こちらはキャンセル料といいますより、企画費というものでございまして、いつ何人で行って、どこに泊まるという日程をつくるのに企画費という名目で、1人当たり220円かかります。三つの小学校で合わせて109名ということで、2万7,000円のキャンセル料を計上しております。あと中学校につきましては、予定しておりました修学旅行と来年行う予定でしたスキー学習、こちらをキャンセルしております。修学旅行は1人当たり2,073円で107人分、スキー学習のほうは2,120円で95人分ということで、合計で42万4,000円計上しております。

ただ、小学校6年生、中学校3年生に限りましては、この間の校長会でも教育長からお話がありましたが、やはり最後なので、思い出づくりはさせてあげたいということで、宿泊は伴わないにしても、どこかに行つて思い出づくりはさせてあげたいということで校長会の中では進めていく話になっているところです。

○委員（石井 豊君） 分かりました。ありがとうございます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがでしょうか。

○委員（長岡純子君） 話を戻して悪いのですけれども、利根中学校がクーラーつくということで、2,500万円もかかるので大変なことなのですが、布川小学校もいずれは、統合後にはつける予定はあるのでしょうか。避難所に、ここもなっておりますので、ちょっとお聞

きしたいと思います。

○**学校教育課長（青木正道君）** 体育館自体に布川小学校に設置するかどうかは、今のところ決まってははいないです。ただ、今回の特別教室におきましては、文小学校、文間小学校は、理科室に各 1 部屋ずつ置き型のクーラーを設置します。布川小は 6 教室、特別教室がございますが、そのうち残っていた理科室、家庭科室、図書室全てに天つり型のクーラーを設置し、布川小学校は特別教室、普通教室の全てにクーラーが設置されます。

今回、地方創生臨時交付金ということで、町に 2 億 5,800 万円ほど来ています。一般財源も使って 2 億 8,400 万円の歳出ですけれども、このお金を使って、今の時期に、仮に布川小が統合になるからということで、もし布川小だけつけるとなると、あと 2 年間あるので、やはり文小学校さん、文間小学校さんに通われているお子さんとちょっと差がついてしまうという部分があるので、今回はあえて小学校はなしにして、先ほど話しました利用頻度の高いというような理由で、利根中学校だけをつけたというような経緯で、今のところ統合時、5 年の 4 月開校時に体育館に空調設備を設けるというのは、今のところ未定です。

○**委員（長岡純子君）** 体育館については、今後、善処していただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○**教育長（海老澤 勤君）** そのほか、いかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**教育長（海老澤 勤君）** では、報告第 28 号 令和 2 年度利根町一般会計補正予算（第 9 号）の専決処分については、原案のとおり承認いたします。

○**教育長（海老澤 勤君）** 続きまして、議案第 40 号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱の制定についてを議題といたします。

担当課長に説明を求めます。

○**学校教育課長（青木正道君）** それでは、議案第 40 号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱の制定についてご説明申し上げます。

提案理由にもございますように、令和 2 年 3 月に策定した利根町小学校統合基本方針により、町内の小学校の統合に必要な協議及び調整を図る利根町立小学校統合準備委員会を設置するため、新規に要綱を制定したいので提案するものでございます。

議案書 1 ページ、お開き願いたいと思います。

利根町立小学校統合準備委員会設置要綱、第 1 条では、小学校の統合を円滑に行うために必要な準備、検討及び調整を図るため、利根町小学校統合準備委員会を設置することを規定してございます。

第 2 条では、所掌事務として、第 1 号から第 5 号までの事項を協議し、その結果を教育委員会に報告するものと規定しております。協議事項につきましては、第 1 号では、小学校の統合後の名称、校章、校歌及び校旗に関すること。第 2 号では、学校運営、教育課程及び式典行事に関すること。第 3 号では、学校の通学体制に関すること。第 4 号では、学

校の PTA の組織運営に関すること。第 5 号では、その他統合に関し必要な事項に関する
ことを規定してございます。

続きまして、第 3 条では、委員会の組織について、委員会は 35 人以内をもって組織する
ことを規定し、同条第 2 項において教育委員会が委嘱し、または任命する者について、児
童生徒保護者の代表者、地域住民の代表者、教職員の代表者、その他教育委員会が必要と
認める者として規定してございます。

第 4 条では、委員の任期について、令和 5 年 3 月 31 日として規定してございます。

ページを 1 枚おめくりください。

第 5 条では、委員長及び副委員長を置くと規定しております。

第 6 条は、会議について規定しております。

第 7 条では、第 2 条に規定する所掌事務の細部について検討する専門部会について規定
してございます。

右側のページの別表（第 7 条関係）をご覧ください。

専門部会につきましては、総務部会、学校運営部会、PTA 部会の三つの部会を規定してご
ざいます。

総務部会では、教職員代表者、地域住民代表者、児童生徒保護者代表者が部員となっ
ております。検討事項につきましては、一つ目は、学校名称、校章、校歌等に関する
こと。二つ目は、学校の通学体制に関すること。三つ目は、学校の式典行事に関する
こと。四つ目は、学校の児童クラブに関すること。五つ目は、統合後の廃校の利活用
に関すること。六つ目は、その他総務部会に属する事項に関することと定めてお
ります。

その下の学校運営部会では、教職員代表者が部員となっております。一つ目は、交
流事業などに関すること。二つ目は、学校の設備備品、保存文書等の整理に関する
こと。三つ目は、その他学校運営部会に属する事項に関することと定めてお
ります。

その下の PTA 部会では、教職員代表者、児童生徒保護者代表者が部員となっ
ており、検討事項につきましては、一つ目は、学校の PTA 組織運営に関する
こと。二つ目は、学校の PTA の会計事務に関すること。三つ目は、PTA 部会に
属する事項に関することを定めてお
ります。

ページを 1 枚お戻りください。

第 8 条では、庶務について、また、最後の第 9 条では、委任について定めて
ございます。

議案第 40 号の説明は以上でございます。

○教育長（海老澤 勤君） 説明が終わりました。

ご意見、ご質問などございますか。

○委員（石井 豊君） 今説明いただいたとおり、参考資料 1 でちょっと教えて
いただきたいのですが、これは案ということですから、変更はある場合も考
えるべきかなと思うのですが、PTA 部会、PTA 連絡協議会会長と副会長と
入ってしまっていて、その下に各小学校 PTA の会長、副会長入って
いますけれども、町 P 連の会長と副会長、重複はしま

せんか。

○学校教育課長補佐（宮本正裕君） 利根町 PTA 連絡協議会の会長と副会長は、私も確認はしましたが、小中学校の PTA 会長とはダブっていません。

○委員（石井 豊君） 前の感覚で申しました。それ以外に、任期が令和 5 年度末となっていますけれども、PTA 会長など変わる可能性が出てくると思います。その場合は変わった時点で、その方が引き継がれるのか、もし引き継がれるのであれば、継続性を保つように十分な引き継ぎをお願いしたいと思います。あと、同じように地域の代表者、区長さんも単年度で変わる可能性もあろうかと思しますので、その点について、教えていただきたいと思ひます。

○学校教育課長補佐（宮本正裕君） ただいまのご質問ですけれども、PTA の役員さんと会長、副会長、それと区長さん、区長の役員の方を考えていまして、それで変わった際には、準備委員会の委員も代わってもらおうというふうを考えています。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがですか。

○委員（佐藤忠信君） 先ほど石井委員が言われた新しい方に引き継ぎとなると、多分十分な引き継ぎをしたとしても、今まで話し合われた流れというのがあると思ひますので、前回の統合時には 8 か月しかなかったので、1 人の方が最後まで委員をしていただいたので、できたら変わっても、引き続きお願いをする方法はないかと思ひております。

○学校教育課長（青木正道君） 佐藤委員、石井委員もおっしゃった引き継ぎということなのですけれども、今回、各小学校の PTA 会長、副会長、そのほか 2 名ということで 4 名の方を、町 P 連とは別に入ってもらわわけですが、会長、副会長以外の 2 名は、令和 5 年 4 月 1 日になっても、まだお子さんが在籍している保護者の方をお願いをしたいと思ひております。後日、3 校の PTA の方にご説明させていただくときには、布川小学校ですと、副会長が 3 人とか 4 人いるので、選び方は各学校の PTA の方に選んでいただくのですが、やはり継続性のある方をなるべく選んでいただきたい。会長、副会長、仮にお子さんの学年が違おうとしたら、継続してお願いできる人を選んでいただければ、そのまま持ち上がりで会長、副会長になれば役職が変わるだけということになりますので、その辺も会議の中でご説明をさせていただいて、継続できるような役員の方を選んでほしいという希望はお伝えしようと思ひています。

○委員（佐藤忠信君） この会議は、大体どのぐらいのペースで開催される予定ですか。

○学校教育課長補佐（宮本正裕君） 最初は月 1 回ぐらいで開催できればと思ひています。ただ、全体会で審議するものと、どうしても部会で審議して、報告は全体会ですとなると思ひますので、最初は月 1 回で開催していきたいと思ひています。

○委員（佐藤忠信君） 前回の統合の時も、もやはり月 1 で行われていまして、PTA 部会は月 1 ではとても間に合わなく、個人的に集まって話し合いをいたしました。総務部会とかほかの部会は月 1 で大丈夫でした。前回は 8 カ月しかなかったですから、今回は十分あるので大丈夫かなと思ひます。

○教育長（海老澤 勤君） そのほか、いかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） ないようですので、議案第40号 利根町立小学校統合準備委員会設置要綱の制定については、原案のとおり承認いたします。

○教育長（海老澤 勤君） 日程第3, その他, 何かございますでしょうか。

○委員（武谷昭子君） 統合がもう目の前に来ましたけれども, 統合された後の小学校の活用は, 具体的に, いつ頃からどういう形でなされるのかちょっと聞きたいのです。

○学校教育課長（青木正道君） 先ほどの統合資料の参考資料2, その総務部会の欄の一番下に, 学校跡地ということで, 廃校後の学校跡地の利活用について検討というのが総務部会の中に入っているところですが, 学校の統廃合自体, 教育委員会だけの事業ではないので, 町全体の事業として子どもたちがいなくなる, 子どもたちのために統合しましょうということを学校教育課, 教育委員会で進めているわけですが, 廃校の利用につきましては, 教育委員会で決められる案件ではないので, それは町長部局で決めてほしいということ, 町長にも話し, それでは総務課長, 企画課長も了承していて, 町長部局で利活用の最終決定は決めることになります。

ですが, 町民の方が入っているこの検討委員会でも, どのようなのがあったらいいでしょうかというお話を聞き, 決定権ですとか, 方向性を出すということではなくて, ご意見はお聞きしたいと思います。

○委員（武谷昭子君） その利用方法について, 一般の住民から意見を聞くという場もないのですか。

○学校教育課長（青木正道君） それはまだ全然決まっています。アンケートを取るようになるのかどうなるかは, 分かりません。今の時点では方向性は決まっていないというのが正直で, 議会で聞かれても, それは町長部局のほうで決めていきますという答弁はさせていただきます。

○委員（武谷昭子君） 分かりました。ありがとうございます。

○委員（佐藤忠信君） それに付随して, 東文間小学校跡地, まだやっぱり全然動きというのはないのですか。

○生涯学習課長（久保田政美君） いま現在, 東文間小学校の跡地については, これといって進展はありません。借りたいという事業者が1社ありますが, まだ具体的な検討には入っていない状況です。

○教育長（海老澤 勤君） そのほかいかがですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○教育長（海老澤 勤君） なければ, 令和2年9月の教育委員会を閉会といたします。

午後4時33分閉会